

査証延長における豪内務省の日本語案内、北部準州（NT）到着時の強制隔離措置、日本語で対応可能な旅行会社リスト（新型コロナウイルス関連）

【ポイント】

- 新型コロナウイルスの影響により、滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、査証の延長申請を行ってください。豪内務省が、日本語の案内ページを作成しましたのでご参照ください。延長申請を行わない場合、不法滞在となってしまう可能性がございますので、ご注意ください。
- 北部準州（NT）に州外から到着する人は、4月1日（水）深夜以降、北部準州居住者も含めてホテルでの14日間の強制隔離措置が取られ、3日（金）深夜以降は経費自己負担になります。
- 当館において、日本語で対応可能な旅行会社リストを作成しましたのでご利用ください。

【本文】

1 査証延長における豪内務省の日本語案内

新型コロナウイルスの影響により、許可されている滞在期間内に豪州から出国が出来ない方は、査証の延長申請を行う必要があります。延長を行わないで滞在し続けると、不法滞在となってしまう可能性がありますので、ご注意ください。

豪内務省が、日本語の案内ページを作成しましたので、下記をご参照ください。なお、最新情報は英語のページに掲載されると思われますので、正確な内容は英語のホームページをご確認ください。

（日本語）

<https://www.homeaffairs.gov.au/news-subsite/files/COVID19-all-visa-holders-japanese.pdf>

（英語）

<https://covid19.homeaffairs.gov.au/all-visa-holders>

手続きに関し不明な点がある方、個々の事情がある方は、移民局にご照会ください。

移民局電話番号：131881（フリーダイヤル）

電話番号以外の照会先は下記をご参照ください。

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/contact-us>

なお、豪内務省は、英語を話すことが出来ない人向けの通訳サービスTIS（電話番号：131450）も提供しています。

<https://www.tisnational.gov.au/Home/Help-using-TIS-National-services/Contact-TIS-National>

2 北部準州（NT）到着時の強制隔離措置

3月30日(月)、北部準州(NT)首席大臣は、コロナウイルス感染拡大防止のため、北部準州への到着者に対する以下の追加的措置を発表しました。

(1) 4月1日(水) 深夜以降、(海外からだけでなく)州外から北部準州に到着する人は、北部準州居住者も含めて、ホテルでの14日間の強制隔離措置が取られます(経費は北部準州政府が負担)。

(2) 4月3日(金) 深夜以降、海外および州外から北部準州に到着する人は、経費自己負担でホテルでの14日間の強制隔離措置が取られます。

○北部準州首席大臣ステートメント

<http://newsroom.nt.gov.au/mediaRelease/32140>

3 日本語で対応可能な旅行会社リスト

当館において、日本語で対応可能な旅行会社リストを作成しましたのでご利用ください。

<https://www.sydney.au.emb->

japan.go.jp/document/japanese/consul/0330nihonngotaio.pdf

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>